

(派遣元)

〇〇〇株式会社 御中

(派遣先)

組織名 . . .

役職 . . . 氏名 . . .

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 26 条第 7 項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

1. 比較対象労働者の職務の内容（業務の内容及び責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態【則第 24 条の 4 第 1 号イ関係】

(略)

2. 比較対象労働者を選定した理由

(略)

3. 待遇の内容等

(待遇の種類)	
(待遇の内容)	
(待遇の性質・目的)	(待遇決定に当たって考慮した事項)

① 基本給

基本給（俸給）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）等に基づいて決定され、比較対象労働者については、その職務内容から、給与法第 6 条第 1 項第一号イ「行政職俸給表（一）」が適用され、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき〇級に決定され、号俸については、その経験年数や学歴免許等の資格を考慮して決定されるが、標準的な場合（経験年数●年目）の号俸は□号俸（■●円/月）。なお、号俸の決定方法は、採用試験の区分に対応する初任給基準に定められる号俸（国家公務員採用一般職試験合格者の場合 1 級 25 号俸）に、採用前の経験（職歴 1 年につき 4 号俸加算）及び学歴（院卒の場合は 2 年分 8 号俸加算）等を加味し、さらに、採用後は勤務成績に応じた号俸（能力評価及び業績評価の 5 段階の評定（S・A・B・C・D）の組み合わせに応じ、0～8 号俸の間で 1 年の加算を決定。標準は 1 年 4 号俸）が在職年数分加算されます。

・職員に支給される給与は、基本給（俸給）と各種手当から構成されるが、そのうち、基本給（本俸）は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬である。

以下の点を考慮。

- ・職務の複雑、困難及び責任の度
- ・経験年数、学歴免許等の資格

派遣元が比較対象労働者の待遇を適切に把握することができるよう、必要に応じて、「基本給」の昇給等についても同様に記載し、情報提供の内容に関連する法令等の条文及び別表等を提供することが求められます。

基本給以外の必要記載事項 (略)

※ 記載を省略している部分については、労働者派遣事業関係業務取扱要領第 16 様式集等をご参照ください。